

資料編

補足資料	204
1 各施策とSDGsとの対応表	204
参考資料	206
1 計画策定の経緯	206
2 計画策定体制	208
3 越谷市総合振興計画審議会	209
4 市民参加の取組み	223
(1) 地区まちづくり会議	223
(2) 市民懇談会	228
(3) 若者まちづくり懇談会	229
(4) 市民意向調査	230
(5) 団体・事業所アンケート調査	231
(6) パブリックコメント	232
5 市議会	234
6 庁内体制	235
(1) 策定委員会・部会	235
(2) 越谷市総合振興計画専門委員	237
7 条例等	238
(1) 越谷市自治基本条例	238
(2) 越谷市民憲章	242
(3) 越谷市子ども憲章	242
(4) 越谷市福祉憲章	243
(5) 安全都市宣言	243
(6) スポーツ・レクリエーション都市宣言	244
(7) 文化都市宣言	244
(8) 越谷市平和都市宣言	245
用語集	247

補足資料

Ⅰ 各施策とSDGsとの対応表（該当箇所に●）

	①貧困	②飢餓	③保健・福祉	④教育	⑤ジェンダー
1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり					
1-1 市民参加と協働による市政を推進する			●	●	
1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する	●		●	●	●
1-3 健全でスマートな都市経営を推進する			●		●
2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり					
2-1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる	●		●	●	
2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる	●		●		
2-3 子どもたちが夢と希望を持って育ち、安心して子育てできるまちをつくる	●		●	●	●
2-4 障がい者（児）が安心して暮らせる環境をつくる	●		●	●	
2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる	●		●	●	
2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る	●	●	●	●	
3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり					
3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる		●			
3-2 地域を支える道路・公共交通をつくる					
3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる					
3-4 安全で良好な水環境をつくる					
3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる					
4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり					
4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる		●	●	●	
4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる	●		●	●	
4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える			●	●	
5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり					
5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る				●	
5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする					
5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる	●	●	●	●	
5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる				●	
6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり					
6-1 生きる力を育む学校教育を推進する	●	●	●	●	●
6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する			●	●	●
6-3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる			●	●	●

⑥水・衛生	⑦エネルギー	⑧成長・雇用	⑨イノベーション	⑩不平等	⑪都市	⑫生産・消費	⑬気候変動	⑭海洋資源	⑮陸上資源	⑯平和	⑰実現手段
					●					●	●
				●	●					●	●
		●	●		●	●				●	●
										●	●
							●				●
●	●	●		●	●			●	●		●
		●		●	●					●	
				●	●					●	●
		●	●		●				●		●
		●	●	●	●	●					●
●	●	●		●	●		●	●			●
●		●			●		●	●			
				●	●						
		●	●		●						
	●	●	●		●	●	●		●		
		●		●							●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				●	●					●	●
				●	●					●	●

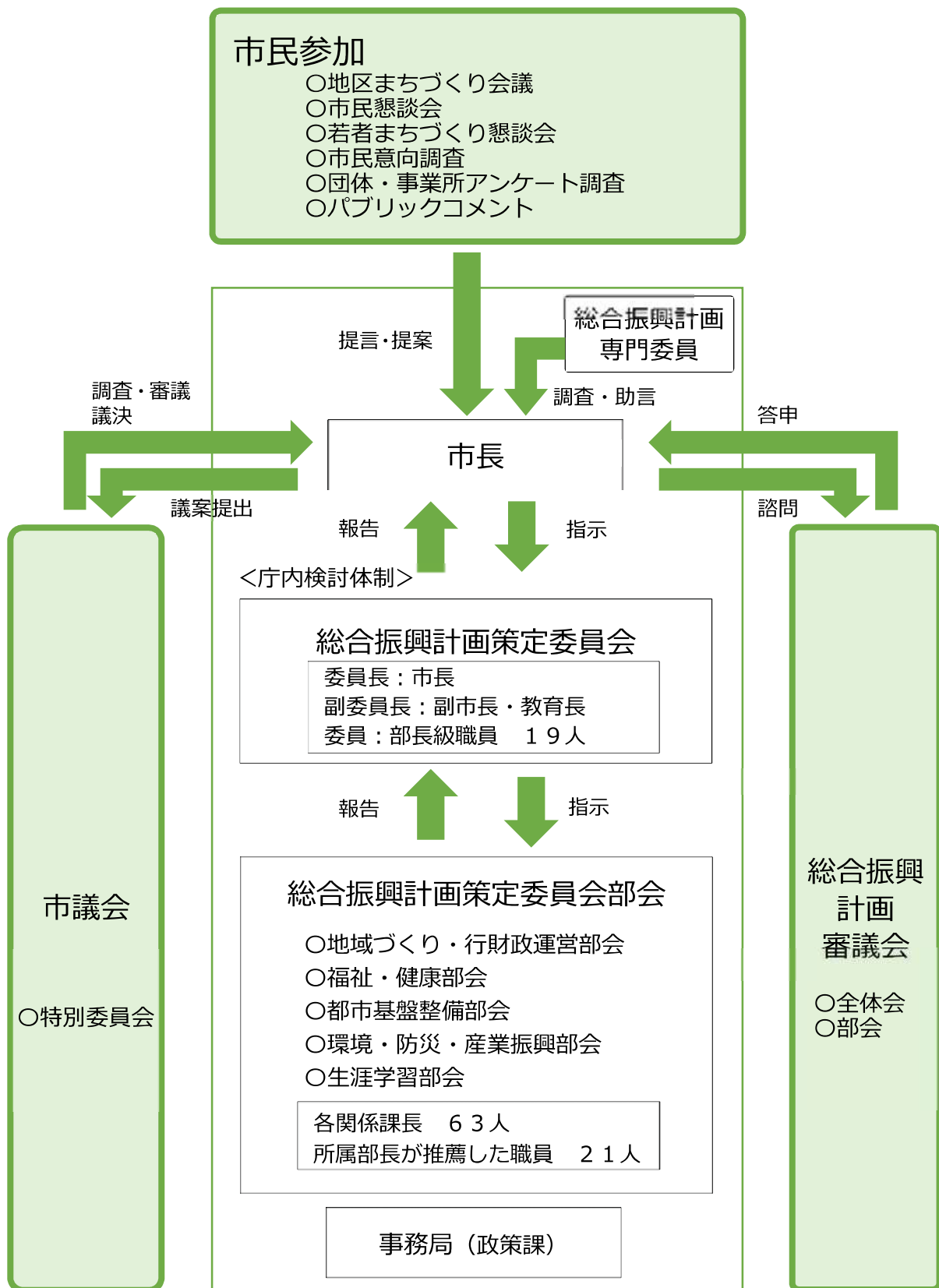
参考資料

I 計画策定の経緯

月 日	審議会	市民参加	市議会	庁内
令和元年(2019年) 5月				第1回策定委員会 (5/24) 第1回策定委員会 部会(5/28)
令和元年(2019年) 7月		市民意向調査 (7/4～23) 地区まちづくり会議 (7/10～10/24) 第1回市民懇談会 (7/13)		
令和元年(2019年) 8月		第2回市民懇談会 (8/4) 第3回市民懇談会 (8/17) 第1回若者まちづく り懇談会 (8/18) 第2回若者まちづく り懇談会 (8/24) 第4回市民懇談会 (8/31)		
令和元年(2019年) 9月		第5回市民懇談会 (9/14) 団体・事業所アンケ ート調査 (9/27～10/23) 第6回市民懇談会 (9/28)		
令和元年(2019年) 10月				第2回策定委員会 部会(10/29・10/30・10/31)
令和元年(2019年) 11月		第7回市民懇談会 (11/2) 地区まちづくり会議 代表者会議 (11/18)		第2回策定委員会 (11/29)
令和2年(2020年) 1月				第3回策定委員会 部会(1/27・1/28・2/6)
令和2年(2020年) 2月				第3回策定委員会 (2/18)
令和2年(2020年) 3月			特別委員会設置および 第1回特別委員会 (3/18)	第4回策定委員会 部会(3/23・3/24) 第4回策定委員会 (3/25)

月 日	審議会	市民参加	市議会	庁内
令和2年(2020年) 4月			第2回特別委員会 (4/13) 第3回特別委員会 (4/27)	
令和2年(2020年) 5月				第5回策定委員会 部会(5/13・/14)
令和2年(2020年) 6月	委嘱状交付式および 第1回会議(6/23)			第6回策定委員会 部会(6/24・6/25・6/26)
令和2年(2020年) 7月	第2回会議(7/6) 第3回会議(7/20) 答申式(7/30)			第7回策定委員会 部会(7/1・7/2) 第5回策定委員会 (7/8)
令和2年(2020年) 8月	第4回会議(第1回 部会)(8/3・8/4) 第5回会議(第2回 部会)(8/26・8/27)		第4回特別委員会 (8/6・8/7)	策定委員会部会第 8回会議(書面会 議)(8/4) 策定委員会第6回 会議(8/21)
令和2年(2020年) 9月	第6回会議(9/24)	総合振興計画基本構 想(素案)パブリック コメント (9/7~10/6)		
令和2年(2020年) 10月	第7回会議(10/5) 答申式(10/21)		第5回特別委員会 (10/29)	策定委員会部会第 9回会議(10/26・10/30)
令和2年(2020年) 11月		総合振興計画前期基 本計画(素案)パブリ ックコメント (11/18~12/17)	12月定例会に議案上 程(11/30)	策定委員会第7回 会議(11/5)
令和2年(2020年) 12月			12月定例会特別委員 会で可決(12/4) 12月定例会で可決 (12/14)	
令和3年(2021年) 1月				策定委員会部会第 10回会議(1/25・1/27)
令和3年(2021年) 2月				策定委員会第8回 会議(2/1) 総合振興計画決定 (2/1)

2 計画策定体系



3 越谷市総合振興計画審議会

① 条例等

越谷市総合振興計画審議会条例

昭和44年3月31日条例第14号
改正 昭和46年7月1日条例第26号
改正 平成11年3月31日条例第3号
改正 平成12年4月11日条例第30号
改正 平成27年12月21日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行なわせるため、越谷市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 地区まちづくり会議の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 知識経験者

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決定しなければならない。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室政策課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 越谷市建設促進審議会条例(昭和31年条例第25号)は、廃止する。

附 則(昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 3 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 30 号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 48 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

越谷市総合振興計画審議会部会規程

昭和 44 年 5 月 13 日規則第 11 号

改正 昭和 57 年 5 月 4 日規則第 34 号

改正 平成 11 年 6 月 25 日規則第 42 号

改正 平成 22 年 5 月 28 日規則第 51 号

第 1 条 越谷市総合振興計画審議会条例（昭和 44 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 7 条により次に掲げる部会を置く。

- （1）地域づくり・行財政運営部会
- （2）福祉・健康部会
- （3）都市基盤整備部会
- （4）環境・防災・産業振興部会
- （5）生涯学習部会

第 2 条 部会に属させる委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長 1 名を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌握する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 3 条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 部会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 越谷市建設審議会部会規程（昭和 33 年規則第 6 号）は、廃止する。

附 則（昭和 57 年規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行する。

②審議状況

開催日	審議	審議内容
令和2年(2020年) 6月23日	第1回	・越谷市総合振興計画審議会委員委嘱状交付式 ・「第5次越谷市総合振興計画基本構想(素案)および前期基本計画(素案)」について、市長から越谷市総合振興計画審議会会長に諮問
令和2年(2020年) 7月6日	第2回	・総合振興計画基本構想(素案)について
令和2年(2020年) 7月20日	第3回	・総合振興計画基本構想(素案)答申(案)について ・総合振興計画前期基本計画(素案)について
令和2年(2020年) 7月30日	答申式	・「第5次越谷市総合振興計画基本構想(素案)および前期基本計画(素案)」のうち、基本構想(素案)について、越谷市総合振興計画審議会会長、副会長から市長に答申
令和2年(2020年) 8月3日・8月4日	第4回 (第1回部会)	・総合振興計画前期基本計画(素案)について
令和2年(2020年) 8月26日・8月27日	第5回 (第2回部会)	・各部会報告書(案)について
令和2年(2020年) 9月24日	第6回	・部会審議結果報告について ・まち・ひと・しごと創生越谷市総合戦略について
令和2年(2020年) 10月5日	第7回	・総合振興計画前期基本計画(素案)答申(案)について
令和2年(2020年) 10月21日	答申式	・「第5次越谷市総合振興計画基本構想(素案)および前期基本計画(素案)」のうち、前期基本計画(素案)について、越谷市総合振興計画審議会会長、副会長から市長に答申

③委員名簿

種別	氏名	所属部会	団体名
第1号委員（公共的団体等の代表者 17人） 50音順			
	飯島孝子	地域づくり・行財政運営部会	青少年育成越谷市民会議
	石山博	環境・防災・産業振興部会	越谷地区労働組合協議会
	井橋吉一	☆環境・防災・産業振興部会	越谷商工会議所
	岡崎尚而	★環境・防災・産業振興部会	越谷市環境推進市民会議
	奥村裕子	地域づくり・行財政運営部会	越谷市国際交流協会
	加藤肥昭	生涯学習部会	越谷市レクリエーション協会
	金子繁雄	環境・防災・産業振興部会	越谷市消防団
	栗田みえ子	地域づくり・行財政運営部会	C A P 東埼玉
	○杉本昭彦	福祉・健康部会	越谷市社会福祉協議会
	近澤恵美子	福祉・健康部会	N P O 法人子育てサポーター・チャオ
	出村常子	☆福祉・健康部会	N P O 法人ファミリーリンク越谷
	豊田好輝	環境・防災・産業振興部会	越谷市農業協同組合
	中村譲二	★生涯学習部会	越谷市文化連盟
	中村昌弘	福祉・健康部会	越谷市医師会
	中村将義	環境・防災・産業振興部会	越谷市観光協会
	間藤大輔	福祉・健康部会	越谷市P T A 連合会
	森春男	生涯学習部会	越谷市体育協会
第2号委員（地区まちづくり会議の代表者 13人） 地区順			
	小倉繁	生涯学習部会	桜井地区
	三田礪三	生涯学習部会	新方地区
	◎石崎一宏	地域づくり・行財政運営部会	増林地区
	渡辺明子	都市基盤整備部会	大袋地区
	会田雄一	☆都市基盤整備部会	荻島地区
	松苗真吉	環境・防災・産業振興部会	出羽地区
	浅見昭一	都市基盤整備部会	蒲生地区
	久保田和夫	都市基盤整備部会	川柳地区
	深井晃	★福祉・健康部会	大相模地区
	深野弘	生涯学習部会	大沢地区
	小板橋啓彰	地域づくり・行財政運営部会	北越谷地区
	大沢昌太郎	★地域づくり・行財政運営部会	越ヶ谷地区
	白井俊市	福祉・健康部会	南越谷地区
第3号委員（公募による委員 7人） 50音順			
	阿部利幸	都市基盤整備部会	
	岡田弘	都市基盤整備部会	
	齋藤大輔	生涯学習部会	
	藤田融	都市基盤整備部会	
	渟野彩子	☆地域づくり・行財政運営部会	
	松島篤志	地域づくり・行財政運営部会	
	柳澤茉莉	環境・防災・産業振興部会	
第4号委員（知識経験者 3人） 50音順			
	石川洋子	☆生涯学習部会	文教大学教育学部教授
	國澤尚子	福祉・健康部会	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
	中村英夫	★都市基盤整備部会	日本大学理工学部教授

◎会長 ○副会長

★部会長 ☆副部会長

④ 諮問答申

【諮問：基本構想（素案）・前期基本計画(素案)】

越 政 第 5 9 号
令和2年（2020年）6月23日

越谷市総合振興計画審議会
会長 石崎 一宏 様

越谷市長 高 橋 努

第5次越谷市総合振興計画基本構想（素案）及び
前期基本計画（素案）について（諮問）

このことについて、越谷市総合振興計画審議会条例第2条の規定により、
貴審議会の意見を求めます。

【答申：基本構想(素案)】

令和2年（2020年）7月30日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市総合振興計画審議会
会長 石崎 一 宏

第5次越谷市総合振興計画基本構想（素案）について（答申）

令和2年6月23日付け、越政第59号をもって諮問のありました事項のうち、
第5次越谷市総合振興計画基本構想（素案）について、別紙のとおり答申します。

別紙

答 申

本審議会において、第5次越谷市総合振興計画基本構想（素案）について、慎重に審議した結果、本市の将来像やまちづくりの目標など、今後10年間のまちづくりの方向性としては概ね妥当であると判断し、下記を付帯意見として添え、答申といたします。

災害などのさまざまなリスクへの懸念が強まるなど、今後の社会情勢が不透明ななかにあっても、市民が夢を抱き、将来にわたって住み続けたいと思える、魅力ある越谷市となるよう、付帯意見を踏まえ、今後10年間のまちづくりが推進されることを望みます。

また、本審議会でも出された各委員の意見につきましては、今後、基本構想の策定を進めるにあたり、十分参考とされるよう望みます。

記

- 1 人口減少・少子高齢社会といった将来の課題を見据え、個々の多様性を認め合い、共生によるまちづくりを進めていくために、外国籍を有する市民にも、市政に参画しやすい環境整備の推進に努めること。また、多世代による共生を推進するため、子育て中の若い世代や青年期などの若年層を地域で支える取組みの充実を図ること。
- 2 まちづくりの目標に関して、市民が具体的なまちの将来像を把握できるものとするとともに、地球規模の環境問題への取組みなど、広い視野でまちづくりを捉えること。
また、まちづくりに関する計画は様々なものがあるが、その策定にあたっては、企画・立案段階における市民参加の取組みをさらに推進すること。
- 3 全てのまちづくりの目標に関わる重要な要素として、AIなどの最新技術の活用に取り組むこと。

4 市民・地域との協働のまちづくりに関して、人と人とのつながりが希薄化するなか、新たなコミュニティの築き方、在り方を示すなど、コミュニティ活動に対するさらなる支援を図ること。

5 台風や大雨などの自然災害に強いまちづくりに関して、地区住民の防災に対する意識や安全・安心な地域づくりへの関心は高く、地域防災の果たす役割は大きいことから、防災拠点としての機能を担う地区センターの整備も含め、地域からの防災の推進に努めること。さらに、自然災害のほか、新型コロナウイルス感染症など、近年、想定を超える事態が発生していることから、さらなる危機管理体制の充実を図ること。

6 だれもが生涯にわたり学んだ成果を地域社会に還元できる「循環型生涯学習社会」の実現においては、学習成果の還元の場とともに、学習成果を還元する仕組みの整備に取り組むこと。

以 上

【答申：前期基本計画(素案)】

令和2年（2020年）10月21日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市総合振興計画審議会
会長 石崎 一 宏

第5次越谷市総合振興計画前期基本計画（素案）について（答申）

令和2年6月23日付け、越政第59号をもって諮問のありました事項のうち、第5次越谷市総合振興計画前期基本計画（素案）について、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会において、第5次越谷市総合振興計画前期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、基本構想で示された本市の将来像を実現するための各分野における施策、まち・ひと・しごと創生法に基づく越谷市総合戦略、さらには、新たなまちづくりの視点として掲げる推進ビジョンなど、今後5年間のまちづくりの計画としては概ね妥当であると判断し、下記を付帯意見として添え、答申といたします。

なお、本審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら審議を重ねてきましたが、審議を終えた時点でも、未だ新型コロナウイルスの終息は見えていません。各施策を推進するうえで、この感染症による影響は見通せない状況にありますが、付帯意見を踏まえ、今後5年間のまちづくりが推進されることを望みます。

また、本審議会が出された各委員の意見につきましては、今後、前期基本計画の策定を進めるにあたり、十分参考とされるよう望みます。

記

分野別計画

大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

1 市民と協働のまちづくりに関して、市民の参画をさらに進めるという視点に立ち、市民からの事業提案など、新たな協働の仕組みづくりに取り組むこと。

自治会の活性化に関して、自治会の魅力を高め、多くの市民の加入・参画を促進するため、時代の変化や社会の変容に則したあり方・運営方法を示すなど、自治会活動に対するさらなる支援に取り組むこと。

市政情報の提供に関して、市からの発信だけでなく、地域コミュニティ組織や市民活動団体などからの情報発信の支援に取り組むこと。

2 人権問題に関して、次世代を担う子どもの人権について明記し、その推進に取り組むこと。また、外国籍市民が増加するなか、国籍の違いにかかわらず市民どうしの相互理解を支援するなど、多文化共生の推進に取り組むこと。

3 行政のスマート化に関して、市民に身近な公共施設において通信環境の整備を推進するなど、市民の利便性向上に取り組むこと。また、行政手続きのオンライン申請等をより多くの市民が活用できるよう、利用方法の周知等に取り組むこと。

公共施設に関して、今後の人口減少社会に合わせた適正な施設の配置に取り組むこと。

財政状況が厳しいなか、多様な財源の確保に取り組むこと。

大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり

1 地域福祉体制の充実に関して、地域福祉の中心的な役割を担う民生委員・児童委員と自治会との連携強化など、住民相互の助け合い・支え合いのさらなる推進に取り組むこと。

2 子どもの居場所づくりに関して、特に小中学生などに対し、公共施設の柔軟な運用・管理体制を整備するなどして、身近に安心して過ごせる場所を提供し、子どもの自主性・創造性を育む環境の充実を図ること。

3 障がい者（児）が安心して暮らせる環境づくりに関して、障がいのある人もない人も、幼少期から互いにふれあう機会を創出するなど、障がいへの理解を深める取組みの充実を図ること。

4 高齢者の生きがいづくりに関して、認知症予防につながる趣味やボランティア活動に参加できる身近な居場所の整備に取り組むこと。

認知症の人にやさしい地域づくりに関して、認知症についての理解を深めるため、小中学生などに対しても積極的な啓発に取り組むこと。

高齢者の就業に関して、意欲ある高齢者が就業できるよう、支援策のさらなる充実を図ること。

大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり

- 1 定住促進に関して、市民の定住志向を高めるため、本市の充実した都市基盤施設や自然との調和、さらには本市が有する地域資源、といった魅力の積極的な情報発信とともに、新たな魅力の創出に取り組むこと。また、市民と協働して景観資源に対する愛着の向上に取り組むこと。

このような取組みにより、新規転入者の定住増加を図ること。

- 2 道路の整備に関して、慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、事故が多発する路線においては、事故防止に必要な整備・改修を行い、構造上の課題の解決に取り組むこと。また、都市計画道路の整備に関して、計画的な推進に取り組むこと。

歩道の整備に関して、道路照明灯の設置や無電柱化、バリアフリー化により、子どもから高齢者、障がい者など全ての歩行者が安全、安心、快適に通行できる環境の整備に取り組むこと。

- 3 緑化の推進に関して、子どもから高齢者まで多世代が集う公園に木陰をつくとともに、公園・緑道だけでなく、街路樹などの街なかの緑地を含めた一体的な緑地空間の整備に取り組むこと。

- 4 空き家等対策に関して、少子高齢化の進行に伴う空き家等の増加を想定し、高齢化社会に対応した的確な対策の推進に取り組むこと。

大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり

- 1 地球温暖化防止対策の推進に関して、基本計画の5か年という計画期間に鑑み、低炭素社会から脱炭素社会の構築へと段階的なまちづくりに取り組むこと。

- 2 災害対策の推進に関して、東日本大震災の経験と教訓が取り入れられた「仙台防災枠組2015-2030」を踏まえ、災害への備えについて強化を図るとともに、総合的な災害リスク管理に取り組むこと。

地域防災力の向上に関して、災害時に迅速かつ的確に対応するため、地域防災の拠点としての機能を担う地区センターの整備を含め、地域防災の担い手となる市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ること。

消防団の充実に関して、若年層を含む市民に対し、地域消防の重要性について周知・啓発を図ること。また、消防団員が活動しやすい環境の整備に取り組むこと。

- 3 グリーンインフラストラクチャーの推進に関して、自然環境が有する多様な機能を活用し、防災・減災などの地域課題の解決や地域振興を図るため、グリーンインフラストラクチャーの趣旨に則したまちづくりに取り組むこと。

※ 「グリーンインフラストラクチャー」... 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法のこと。

大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり

- 1 首都近郊に位置する本市の農業に関して、さらなる地産地消の推進や農産物販路開拓のほか、加工品開発の支援など、農業経営の支援強化に取り組むこと。また、本市の地理的特性に応じた農地の保全・活用に取り組むこと。

大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

- 1 小中一貫型小中学校の整備に関して、対象校の拡充を含め、積極的な推進に取り組むこと。

幼児期から学齢期への移行に関して、情報技術の活用などにより教育の連続性を確保し、教育の底上げに取り組むこと。また、すべての子どもたちを虐待から守るため、情報技術を活用するなどして、継続的に子どもたちを見守る体制の整備に取り組むこと。

2 市民の生涯にわたる学びに関して、市の歴史資料を収集し、一括展示する施設の整備に取り組むこと。

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進に関して、幅広い世代の市民に対し、スポーツ観戦機会の充実などによりスポーツに対する興味・関心を喚起し、地域と連携しながらスポーツ・レクリエーション活動に親しむ人口の増加を図ること。

市民の健康増進に関して、ウォーキングなどの生涯スポーツに取り組む機会のさらなる拡充を図ること。

スポーツ・レクリエーション活動を支援する環境の充実に関して、市民が安全、快適にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、体育施設の適正な維持・管理、必要に応じた改修に取り組むこと。

まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略

1 持続性のある産業育成に関して、企業規模、業種、業態等に関わりなく、あらゆる産業に対する支援策の拡充に取り組むこと。

2 持続的に農業が行われる環境づくりに関して、食の安全性への関心や健康志向の社会的な高まりに鑑み、有機農業の導入支援など本市農業の高付加価値化に取り組むこと。

3 雇用対策に関して、新型コロナウイルスの感染拡大により、リモートワークなど職場と離れて居住しながら就労を可能とする新たな働き方が広まるなか、こうした働き方をする人たちに選ばれる都市となるための施策に取り組むこと。

4 少子化対策に関して、これから出産する人や出産を希望する人への支援策のさらなる拡充に取り組むこと。

以 上

4 市民参加の取り組み

(1) 地区まちづくり会議

①開催状況（令和元年）

【各地区会議】

地区名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	委員数
桜井地区	7/23	8/28	9/25	10/9	10/23	23人
新方地区	7/25	8/26	9/24	10/29	-	23人
増林地区	7/24	8/9	9/12	10/15	-	24人
大袋地区	7/28	8/18	9/7	10/13	-	25人
荻島地区	8/2	9/3	9/26	10/28	-	19人
出羽地区	7/10	8/8	9/11	-	-	31人
蒲生地区	7/22	8/7	8/29	10/22	-	22人
川柳地区	7/19	8/19	9/13	10/17	-	25人
大相模地区	7/31	8/20	9/18	10/23	-	21人
大沢地区	7/30	8/22	9/17	10/25	-	21人
北越谷地区	7/17	8/21	10/2	-	-	25人
越ヶ谷地区	7/29	8/23	9/6	10/18	-	18人
南越谷地区	7/16	8/6	8/30	9/25	10/24	33人
合 計						310人

【代表者会議】

令和元年11月18日（月）、各地区まちづくり会議代表者から市長に地区まちづくり会議提言書を提出いただきました。

②会議内容

回数	開催内容
第1回	・第4次越谷市総合振興計画および都市計画マスタープランの進ちょく状況報告 ・地区まちづくり会議提言書および越谷市・各地区の現状と将来の見通しについて
第2回 ～ 第3回	地区の現況等を踏まえ、提言内容（地区の将来像・まちづくりの目標・方向性）を検討
第4回	地区まちづくり会議提言書（素案）の協議（地区別将来像等の決定）

※上記は全4回の場合。全3回・全5回の地区も初回、最終回の構成は概ね共通。

③委員名簿（地区まちづくり会議提言書提出時点）

桜井地区

◎小倉 繁	○千野 俊一	富張 廣吉	小早川 隆夫
寺元 節子	川又 節子	大野 實	郡司 勝公
斉藤 光明	山口 勉	毒島 美重子	島田 三佐子
高崎 勉	加藤 賢章	山下 邦夫	加藤 慶隆
福島 茂樹	前田 浩一	斎藤 昭博	高橋 徹
上野 広美	高橋 和明	荒木 馨	

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

新方地区

◎三田 礪三	○臼倉 誉治	○平田 智彦	田茂 美佐夫
阿部 健次	阿比留 輝之	堀口 勇	川上 悦太郎
遠藤 敏子	岩坂 守	齋藤 慶治	濱野 才一
松島 喜美子	田波 佳澄	中嶋 喜久松	與那覇 生先
安川 沙樹	中西 哉子	茂呂 達也	篠田 勝美
中山 和子	松崎 成二	松島 勲	

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

増林地区

◎石崎 一宏	○戸張 勇	○塗木 毅	○伊藤 清美
須賀 智男	内野 佐苗	山口 健吉	長谷川 和子
土岐 千佐子	齋藤 陽	小松崎 寛	須賀 一暢
堀口 晴行	星川 孝二	平良 健	木谷 義憲
佐藤 邦廣	山本 秀樹	榎本 学	高野 幸一
土川 博子	齊藤 峰雄	会田 皓章	三ッ木 宗一

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

大袋地区

◎川島 秀男	○川島 二六	○新坂 喜助	渡辺 征男
高木 健雄	杉山 誠	坂井 良夫	渡部 勝夫
山崎 喜之	細沼 淳平	吉澤 芳雄	北山 隆司
渡辺 明子	鈴木 英男	村山里 美	永島 正明
立原 孝之	平柳 清	癸生川 一雄	鈴木 啓子
橋川 猛斗	樋浦 理恵	松下 薫	山崎 隆弘
中村 柊斗			

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

荻島地区

◎会 田 雄 一	○小 島 秀 公	高 橋 幸 一	勘 田 あつ子
本 間 清	新 井 慶 輔	齊 藤 博	宮 原 登志朗
葛 貫 武 雄	屋 代 幸 男	田 村 進	高 橋 弘
中 島 幸 夫	豊 田 佳 樹	内 田 弘	竹 内 和 子
葛 貫 英 雄	三 浦 清	関 根 久 治	

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

出羽地区

◎松 苗 眞 吉	○堀 井 捷一郎	○河 上 繁	名 倉 雄 作
島 村 久 孝	原 哲 男	山 口 隆 志	平 澤 良 夫
鈴 木 祥 郎	石 川 詔 一	岩 間 一 男	大 野 良 夫
島 村 博 美	高 橋 隆 雄	深 堀 和 男	斎 藤 淳 浩
東 谷 博 美	田 中 忠 雄	倉 持 清 治	齋 藤 利 明
松 澤 廣 一	伊 藤 敏 夫	島 村 稔	鈴 木 等
菅 野 信 一	植 田 春 夫	河 上 経 男	大 野 志 津子
清 水 久美子	金 子 繁 雄	野 口 洋 子	

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

蒲生地区

◎浅 見 昭 一	○那 花 和 子	○井 上 光 男	○坂 崎 洋 祐
三 勢 優紀子	船 底 直 敬	河 野 理 恵	植 竹 進
神 谷 通 男	森 田 輝 夫	彦 工 健 治	濱 野 進
瀬 賀 正 義	佐々木 京 子	松 谷 栄 一	草 間 宏 美
田 島 早 苗	岩 淵 秀 一	高 木 規久男	内 田 雅 己
高 橋 伸 夫	横 幕 敏 恵		

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

川柳地区

◎久保田 和 夫	○林 田 俊 介	○深 井 康 雄	藤 村 久 惠
中 村 明	馬 場 れい子	藤 波 祐 子	三 浦 由 幸
石 井 典 子	小 川 祥 宏	藤 波 昇	中 村 良 三
菅 原 大 介	榭 原 久 隆	中 野 正 雄	酒 井 貞 光
後 藤 一 平	鈴 木 信 一	森 正 明	藤 浪 一 男
飯 高 進 士	岡 崎 真 琴	奥 田 正 樹	深 井 茂

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

大相模地区

◎深 井 晃	○戸 卷 正	○秋 山 良 雄	池ノ谷 秀 夫
大 塚 弘	豊 田 庄 一	石 垣 利 一	清 原 惠 介
立 澤 茂 光	高 山 博 子	濱 野 孝 明	中 村 啓 二 朗
星 野 美 穂	宇 田 仁 央	池ノ谷 治 美	石 塚 治 郎
菖蒲谷 佳 美 守	立 沢 光 国	池 田 知 子	染 谷 宗 一

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

大沢地区

◎深 野 弘	○幸 田 勉	○齊 藤 純 司	○青 柳 公 枝
堀 切 勝 仁	牧 内 敏 明	田 口 隆 一	戸 張 直 典
須 賀 利 治	石 原 一 男	栗 田 晴 巳	上 野 優 治
石 橋 輝 弘	赤 津 吉 信	渡 辺 哲 雄	鈴 木 宏 子
柿 澤 教 雄	正 岡 了	滝 口 幹 男	黒 田 幸 英
倉 田 啓 子			

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

北越谷地区

◎小板橋 啓 彰	○中 村 豊	○島 津 美弥子	須 藤 益 勝
浅 見 勝 久	鈴 木 宗 勝	鈴 木 健 司	黒 田 進
荻 野 芳 雄	藤 井 美 子	駒 崎 美佐子	山 口 猛
中 村 孝	菅 原 紘 子	寺 島 義 人	中 村 慶太郎
小板橋 春 枝	根 本 繁 一	桑 原 良 一	下 田 富 男
馬 場 和 彦	山 崎 慎 一	塩 崎 麻由美	星 野 祐 助

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

越ヶ谷地区

◎大 沢 昌太郎	○内 田 泰 代	一 柳 敏 子	立 石 悟
橋 本 憲 男	一 柳 舍 人	楠 美 るり子	印 銀 芳 弘
渡 辺 昇	原 美 光	吉 江 新 一	戸 張 信 彦
喜 多 功	河 野 啓 三	三 瓶 茂	会 田 雅 人
戸賀崎 仁	大 内 一 幸		

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

南越谷地区

◎白 井 俊 市	○清 水 俊 也	○飯 島 孝 子	○田 口 勲
根 岸 勝	岩 男 義 明	川 田 皓 司	及 川 正 己
佐 藤 哲 三	鈴 木 知 子	中 村 達 興	朝比奈 裕 之
長 井 隆 和	八木沢 登	竹 内 輝 明	前 川 佳 也
喜友名 孝 子	青 木 正 則	佐 藤 敏 男	早 水 誠 治
落 合 俊 伸	田 辺 裕 子	鈴 木 隆 夫	高 師 保 一
鳴 村 正 雄	吉 井 仁 実	唐 沢 ミエコ	加 藤 修 久
乙 訓 ますみ	岩 下 恵 子	黒 田 信 子	清 水 照 久
尾 崎 響			

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

(2) 市民懇談会

①参加者

市民（市内において、住み、働き、学び、または活動する個人）

②開催状況

市民懇談会は、ワークショップ形式により、以下のテーマ・内容で全7回開催しました。

回数	日時	テーマ・内容	参加者数 (実績)
第1回	7月13日 (土)	テーマ：「みんなで考える10年後の越谷市」 ～10年後に実現したい越谷の夢を考える～ 内 容：10年後の越谷「未来年表づくり」 こんな越谷市になったらいいネ！ 「キーワード探し」	25人
第2回	8月4日 (日)	テーマ：「世代をこえて住み続けたいまち」 ～福祉、健康、子育てについて考える～	24人
第3回	8月17日 (土)	テーマ：「都市と自然が調和した、住みやすいまち」 ～都市計画、住宅環境、交通、公園について考える～	31人
第4回	8月31日 (土)	テーマ：「環境にやさしく安全・安心のまち」 ～環境、防災について考える～	20人
第5回	9月14日 (土)	テーマ：「産業の活性化と魅力のあるまち」 ～産業振興、観光について考える～	22人
第6回	9月28日 (土)	テーマ：「だれもが学べる機会と環境が整ったまち」 ～教育、生涯学習について考える～	24人
第2～6回 内容		・10年後の越谷『5つの夢プロジェクト』を考えよう！	
第7回	11月2日 (土)	テーマ：「市民が誇れる地域主体の住みよいまち」 ～参加と協働による取組みについて考える～ 内 容：テーマ別の重点プロジェクトを考える 協働のプロジェクトを考える	19人

③開催内容

10年後の越谷に向けて、テーマごとに『5つの夢プロジェクト』と協働で実現する重点プロジェクトを提案しました。



(3) 若者まちづくり懇談会

①参加者

市内の大学1校から選出された大学生（大学院生を含む）および高校9校から選出された生徒および無作為抽出の若者（18～24歳）へ参加依頼し、参加希望があった方

②開催状況

若者まちづくり懇談会は、ワールドカフェ形式により、以下のテーマ・内容で全2回開催しました。

回数	日時	テーマ・内容	参加者数 (実績)
第1回	8月18日 (日)	テーマ：「越谷市民の“心の中心マップ”をつくる」 ～越谷市の魅力を見つけよう～ 内 容：越谷市の中心を探そう！ 『まちの魅力づくり』を考えよう！	21人
第2回	8月24日 (土)	テーマ：「越谷の“妄想年表”をつくる」 ～住み続けるための将来のまちづくりを考えよう～ 内 容：わたしのなかにある越谷の記憶と妄想 越谷の『妄想年表』を考えよう！	17人

③開催内容

若者の視点から、越谷市の魅力づくりと住み続けるための将来のまちづくりについて、提案しました。



10年後、20年後
のわたしと越谷を妄
想してみました。



もっと越谷市の歴史
や自然を知ってもら
いたいね！



若い人たちが活動し
やすい活気あるまち
になるといいね！

(4) 市民意向調査

①調査手法

- (1) 調査地域：越谷市全域
- (2) 調査対象：市内在住の18歳以上の男女
- (3) 対象者数：5,000人
- (4) 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法：郵送法（郵送配布・郵送回収）
- (6) 調査期間：令和元年7月4日（木）～令和元年7月23日（火）

②回収状況

	票数	回収率
配布数	5,000	—
回収数	1,963	39.26%
有効回収数	1,963	39.26%

③調査項目

- (1) 基本属性（問1～問7）
- (2) 生活環境について（問8）
- (3) 公共交通や移動について（問9～問11）
- (4) 越谷市の施策について（問12～問17）
- (5) 越谷市への愛着度と将来像について（問18～問21）

④調査結果の概要

項目	結果概要
生活環境の優先度	・「歩道など通行における安全性」、「防犯や治安のよさ」、「バス、鉄道の利用しやすさ」、「防災施設等の充実」など、道路・交通、防災・防犯などの安全性・利便性に係る優先度が高い
施策についての満足度・優先度	・市民参加・協働や環境に関する施策の満足度が高く、道路交通環境やにぎわいに関する施策の満足度が低い
地域で懸念される状況	・住んでいる地域について、「空き家、空き地が増える」や「身近な緑が減る」への懸念が高い
市の魅力や誇りと感じる点	・「交通の利便性がよく、都内に近い」、「水と緑の豊かな自然環境」、「良好な住環境」が多い
10年後、20年後に望む越谷市のイメージ	・「災害に強いまち」「交通サービスが充実したまち」が最も多く、次いで、医療・福祉・子育てに関する回答が多い

(5) 団体・事業所アンケート調査

①調査手法

	団体アンケート	事業所アンケート
(1) 調査対象	市内で活動する各種団体	市内事業所
(2) 対象団体数	186 団体	130 事業所
(3) 抽出方法	下記①～⑤に該当する団体より抽出 ①越谷市制施行60周年記念事業推進市民委員会委員選出母体団体 ②市内で活動するNPO団体 ③市の活動に関する協定を締結している団体 ④「審議会等の設置及び運用に関する要綱」の対象となっている審議会等の委員選出団体 ⑤その他計画の策定(改定)にかかわりのある団体	法人市民税情報より無作為抽出
(4) 調査方法	郵送法(郵送配布・郵送回収)	
(5) 調査期間	令和元年9月27日(金)～令和元年10月23日(水)	

②回収状況

	団体アンケート		事業所アンケート	
	票数	回収率	票数	回収率
配布数	186	—	130	—
回収数	105	56.45%	45	34.61%
有効回収数	105	56.45%	45	34.61%

③調査項目

団体アンケート	事業所アンケート
(1) 団体の運営状況(問1～問5)	(1) 事業所の運営状況(問1～問5)
(2) 団体の活動について(問6～問8)	(2) 立地条件について(問6～問7)
(3) まちの将来像について(問9)	(3) 事業活動について(問8～問10)
	(4) まちの将来像について(問11)

④調査結果の概要

項目	結果概要
団体アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体活動の課題として、活動メンバーの高齢化や活動メンバー・資金が少ないことがあげられる ・ 10年後、20年後に望む越谷市のイメージとして、「子育てしやすく教育環境が良いまち」や「地震、水害、火災などに備えた災害に強いまち」が多い
事業者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続の意向が高い事業所が多く、公共交通の充実や道路・交通網の整備に関する評価が高い ・ 10年後、20年後に望む越谷市のイメージとして、「地震、水害、火災などに備えた災害に強いまち」や「産業活動が活発で、雇用環境が充実したまち」が多い

(6) パブリックコメント

【基本構想】

①実施概要

(1) 意見募集期間	令和2年(2020年)9月7日(月)～10月6日(火)
(2) 周知方法	市ホームページへの情報掲載、広報こしがやお知らせ版9月号への記事掲載、情報公開センター、越谷 city メール、ツイッター、LINE における意見募集案件の周知
(3) 意見提出方法	各施設に設置した意見箱への投函、郵送(当日消印有効)、ファクス、電子メール
(4) 意見箱設置場所	全17か所 (市役所政策課窓口、情報公開センター、市役所総合受付、各地区センター(13か所)、市民活動支援センター)
(5) 意見数	意見提出者：65人 意見数：98件 (意見箱52人、郵送0人、ファクス4人、電子メール9人)

②意見数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体に関すること	8	0	3	0	5
「I.序論」に関すること	6	2	3	0	1
「II.基本構想」に関すること	61	1	5	55	0
その他	23	0	2	19	2
合計	98	3	13	74	8

<市の考え方の区分>

A：基本構想(素案)に反映します

B：基本構想(素案)には反映しません

C：今後の施策の参考とします

D：その他

【基本計画】

①実施概要

(1) 意見募集期間	令和2年(2020年)11月18日(水)～12月17日(木)
(2) 周知方法	市ホームページへの情報掲載、広報こしがやお知らせ版11月号への記事掲載、情報公開センター、越谷 city メール、ツイッター、LINEにおける意見募集案件の周知
(3) 意見提出方法	各施設に設置した意見箱への投函、郵送(当日消印有効)、ファクス、電子メール
(4) 意見箱設置場所	全17か所 (市役所政策課窓口、情報公開センター、市役所総合受付、各地区センター(13か所)、市民活動支援センター)
(5) 意見数	意見提出者：45人 意見数：105件 (意見箱35人、郵送0人、ファクス1人、電子メール9人)

②意見数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体に関すること	10	3	3	1	3
「第1章 計画の概要」 「第2章 越谷市の今後の見通し」 に関すること	0	0	0	0	0
「第3章 推進ビジョン」 に関すること	11	1	5	5	0
「第4章 分野別計画」 に関すること	83	2	7	68	6
「まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略」に関すること	1	0	0	1	0
合計	105	6	15	75	9

<市の考え方の区分>

- A：基本計画(素案)に反映します
- B：基本計画(素案)には反映しません
- C：今後の施策の参考とします
- D：その他

5 市議会

①調査・審議状況

開催日	調査・審議	内容
令和2年 (2020年) 3月18日	第1回 特別委員会	・委員会の調査等および会議の進め方について
令和2年 (2020年) 4月13日	第2回 特別委員会	・総合振興計画基本構想（素案）について
令和2年 (2020年) 4月27日	第3回 特別委員会	・総合振興計画基本構想（素案）について
令和2年 (2020年) 8月6日・7日	第4回 特別委員会	・総合振興計画前期基本計画（素案）について
令和2年 (2020年) 10月29日	第5回 特別委員会	・総合振興計画前期基本計画（素案）について
令和2年 (2020年) 11月30日	12月定例会	・総合振興計画基本構想制定議案上程
令和2年 (2020年) 12月4日	12月定例会 特別委員会	・総合振興計画基本構想制定議案の委員会審議・可決
令和2年 (2020年) 12月14日	12月定例会	・総合振興計画基本構想制定議案可決

6 庁内体制

(1) 策定委員会・部会

① 設置要綱

第5次越谷市総合振興計画・越谷市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(平成31年3月29日市長決裁)

(設置)

第1条 第5次越谷市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定及び越谷市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を改定するため、第5次越谷市総合振興計画・越谷市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 総合振興計画の策定に関すること。
- (2) マスタープランの改定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、総合振興計画の策定及びマスタープランの改定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、策定委員会を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 総合振興計画の策定及びマスタープランの改定に関する調査・研究、素案の作成等を行わせるため、策定委員会に次の部会を設置する。

- (1) 地域づくり・行財政運営部会
- (2) 福祉・健康部会
- (3) 都市基盤整備部会
- (4) 環境・防災・産業振興部会
- (5) 生涯学習部会
- (6) 都市マス部会

- 2 部会員は、別表第2の職にある者及び所属部長が推薦した者（当該部内の職員に限る。）をもって組織する。

- 3 前項に規定する所属部長が推薦した者は、第1項に掲げるもののほか、第10条で規定する庶務の担当課との連絡調整を行うとともに、総合振興計画策定及びマスタープラン改定に関する市民参加の取組に協力するものとする。

- 4 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会長及び副部会長は、部会員のうちから互

選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌握し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用規定)

第8条 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「策定委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報告)

第9条 部会の部会長は、会議結果について、策定委員会に出席等により報告しなければならない。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、市長公室政策課及び都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

(2) 越谷市総合振興計画専門委員

① 設置規則

越谷市総合振興計画専門委員設置規則

昭和44年11月8日規則第21号
改正 平成10年9月17日規則第42号

第1条 本市は、総合振興計画策定に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づき、越谷市総合振興計画専門委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、市長の委託を受け、総合振興計画策定に関する事務につき必要な事項を調査するものとする。

第3条 委員は、専門の学識経験を有する者の中から市長が選任する。

2 委員は、若干人とする。

3 委員の任期は、2年とする。

第4条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

② 委員名簿

分野	氏名	所属
福祉	朝 日 雅 也	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
子育て	宮 地 さつき	文教大学人間科学部専任講師
教育	青 山 鉄 兵	文教大学人間科学部准教授
環境・産業	藤 田 壮	東京大学大学院工学系研究科教授
防災	宇田川 真 之	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 主幹研究員
都市基盤整備	大 沢 昌 玄	日本大学理工学部教授

（所属については、計画策定時点）

③ 調査状況

基本構想および前期基本計画につき、各2回計4回の調査に基づき、助言をいただきました。

7 条例等

(1) 越谷市自治基本条例(平成21年6月19日制定)

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和33年(1958年)に市となって以来、都市化がすすみ、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきました。その中であって、首都近郊にありながら、貴重な農地も残る水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、将来にわたり、先人が残した土の香りや人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市を目指して、越谷のまちづくりをすすめます。

わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたち市民および市は、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈・運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

(主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。
- (2) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) まちづくり 市民生活における市民および市が関わるすべての公共分野での活動をいいます。

第2章 自治の基本理念と基本原則

(自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市民の参加を基本とした市政運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本としたまちづくりに取り組みます。

(情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていけるとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

2 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーションおよび芸術活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利があります。

3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを受ける権利があります。

4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加することができます。

(市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

3 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

4 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割)

第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。

3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

第5章 議会・市長等

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の意思決定機関であり、市政運営に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。

3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

- 2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。
- 3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市を統轄し、代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行し、市民の信託に応えます。

- 2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

- 2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益保全のための通報)

第17条 市職員は、市政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

- 2 市職員は、通報したことにより不利益な取扱いを受けることはありません。

(市政運営の原則)

第18条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。

- 2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。
- 3 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。
- 4 市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明します。
- 5 市長等は、市政の課題等に対応するため、法令等をその範囲内で弾力的に解釈・運用するよう努めます。
- 6 市長等は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

(財政運営)

第19条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど、財政基盤の強化に努めます。

- 2 市長は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 3 市長は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

(行政評価)

第20条 市長等は、効率的で効果的な市政運営を図るため、執行機関内部および外部による評価を実施します。

- 2 市長等は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映させるよう努めます。

(組織)

第21条 市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

- 2 市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

(危機管理)

第22条 市長等は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

第6章 参加と協働

(市民の市政への参加)

第23条 市長等は、市民の市政への参加を保障するため、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

(審議会等への参加)

第24条 市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。

2 市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備に努めます。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援)

第25条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

2 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。

(意見公募手続)

第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票)

第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。

3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項までおよび第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項までならびに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。

4 市は、住民投票の結果を尊重します。

第7章 条例の実効性の確保

(推進会議)

第28条 市長は、この条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、附属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置します。

(条例の見直し)

第29条 市長は、この条例の内容について検証し、必要に応じて見直します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行します。ただし、第27条の規定は同年12月1日から、第28条の規定は同条の規定により設置する推進会議に関する条例の施行の日から、次項および第3項の規定は公布の日から施行します。

(越谷市自治基本条例審議会設置条例の廃止)

2 越谷市自治基本条例審議会設置条例(平成19年条例第25号)は、廃止する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第

4号)の一部を次のように改正する。

別表自治基本条例審議会の項を削る。

附 則 (平成21年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 越谷市民憲章 (昭和53年11月3日制定)

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

(3) 越谷市子ども憲章 (平成10年11月3日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任 わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康 わたしたちは、生命(いのち)を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感謝 わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境 わたしたちは、自然や文化を大切に、環境にやさしくします。

(4) 越谷市福祉憲章(平成11年9月15日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。)

ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

(わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくります。)

ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。)

ともに高めよう

すこやかな ところと体 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、こころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくります。)

(5) 安全都市宣言(昭和37年3月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

(6) スポーツ・レクリエーション都市宣言(昭和49年9月26日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

(7) 文化都市宣言(昭和58年11月3日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた
わたしたちの郷土は、先人達が遺(のこ)してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、
さらに、人間愛に満ちた
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創(つく)って
次の世代に引き継いでいこう。
みんなで心と力を合わせて、
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

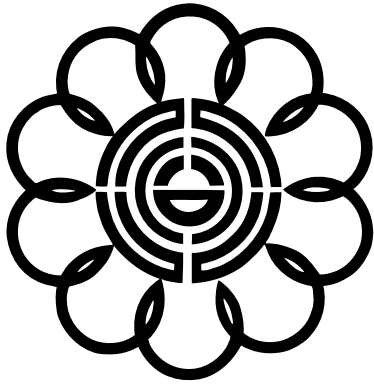
(8) 越谷市平和都市宣言(平成20年11月3日制定)

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。



市章

市章の10個の外輪は、合併した2町8カ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



シンボルマーク

シンボルマークは、市民の皆さんとともに暮らしやすいまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募のなかから市民投票によって選ばれました。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。（市制40周年を記念し、平成10年11月3日選定）



市の木「ケヤキ」

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展していく越谷市にふさわしい木です。

（市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定）



市の花「キク」

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募したなかで花としてのイメージが最も高く、市の花に選ばれました。

（市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定）



市の鳥「シラコバト」

灰褐色の体に首の黒い線が特徴です。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物にも指定されており、越谷を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして選ばれました。

（市制30周年を記念し、昭和63年11月3日制定）

【数字・英文字】

4 R (フォー・アール)

リフューズ (Refuse: 不要なものは断る)、リデュース (Reduce: ごみになるものを減らす)、リユース (Reuse: 繰り返し使用する)、リサイクル (Recycle: 資源として再生利用する) の4つの頭文字 (R) のこと。

5 G (ファイブ・ジー)

「超高速大容量」「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ、現在の4 Gに続く次世代移动通信システムのこと。

8 0 5 0 問題

8 0 歳代の親が収入のない5 0 歳代の子どもの生活を支えている世帯で、生活に何らかの問題を抱えている状態のこと。

AED

Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器) の略。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態 (心室細動) になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

AI

Artificial Intelligence (人工知能) の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現および人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

ALT (語学指導助手)

Assistant Language Teacher の略。日本人外国語担当教職員の助手として職務に従事する人のこと。

DOTS (ドッツ)

Direct Observed Treatment, Short-course (直接監視下短期化学療法) の略。結核患者が適切な容量の薬を服用するところを医療従事者が目の前で確認し、治癒するまでの経過を観察する治療方法のこと。

DV

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。

HACCP (ハサップ)

Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因 (ハザード) を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程のなかで、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。

ICT

Information & Communication Technology (情報通信技術) の略。従来から使われていたIT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

IoT

Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表したもの。

KPI

Key Performance Indicator（重要業績評価指標）の略。目的を達成するためのプロセスにおいて数値化できる指標のこと。

LED

Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略。一方向に電圧を加えたときに発光する半導体の素子のこと。従来の照明器具に比べ、寿命が長い、消費電力が少ない、応答が速いなどの特長を持つ。

NPO

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的として、設立された法人のことをNPO法人という。

RPA

Robotic Process Automationの略。人間がパソコンを使って行う機械的な作業を自動化する技術のこと。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際社会共通の目標のこと。17のゴールと169のターゲットで構成されている。

SNS

Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。インターネットを介して人間関係、社会的なネットワーク（ソーシャルネットワーク）の構築を可能にするサービス。

Society 5.0（ソサエティ5.0）

第5期科学技術基本計画（平成28年（2016年）1月22日閣議決定）において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもので、AI・IoTやロボティクスなどの革新的な技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。国では、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に続く、第5の社会を意味する「Society5.0」の実現を目指している。

【あ行】

空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する人に紹介する制度のこと。

新たな価値の創造

官民の保有するビッグデータの分析・活用によって、今まで潜在化していた傾向や動向を可視化し、そこから埋もれていたニーズを発掘し、新たな商品やサービスの開発・投入につながっていくなど、さまざまなプラスの効果を生み出すこと。企業や社会において、効率化だけでなく新規市場の開拓などが期待される。

新たな成長

第5次環境基本計画（平成30年（2018年）4月17日閣議決定）において示された、SDGsの考え方も活用し、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決（同時解決）に資する効果をもたらすようにデザインすること。将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指している。

医療的ケア児

新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き胃ろうやたんの吸引、人工呼吸器といった医療的ケアが日常的に必要な状態にある障がい児や重症心身障がい児のこと。

雨水貯留浸透施設

貯水池や小中学校の校庭を利用し、雨を一時的に貯めることにより下流河川の負担を軽減する施設のこと。

オープンデータ

国、地方公共団体および事業者が保有する官民データのうち、国民だれもがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を温めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体のことを温室効果ガスと言う。主なものに二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

【か行】

合併処理浄化槽

し尿のみを処理する単独処理浄化槽に対し、すべての生活排水(し尿、台所、洗濯、風呂などの雑排水)を処理するもの。

カリキュラム・マネジメント

各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育課程(カリキュラム)の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に行い、学校教育活動の質の向上を図っていくこと。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。

基幹相談支援センター

地域における障がい者児への相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。他の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行う。

キャリア教育

勤労観・職業観を身に付けるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定する能力を育む教育のこと。

グリーンインフラストラクチャー

自然環境が有する機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法のこと。

グループホーム

知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者などが専門スタッフまたはヘルパーの支援のもと、集団で生活を行う住居のこと。

グローバル人材

世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を超えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性を持った人間のこと。さらには、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人材をいう。

景観アドバイザー制度

良好な景観づくりを推進するため、市長が委嘱した「景観アドバイザー」により、技術的および専門的な助言を受ける制度のこと。

健康寿命

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。本市では、埼玉県と同様に、「65歳に達した方が健康で自立した生活を送ることができる期間」、具体的には「要介護2以上」になるまでの期間を「65歳健康寿命」としている。

後期高齢者医療制度

75歳以上(一定の障がいがある場合は65歳以上)の人が加入する医療制度のこと。

合計特殊出生率

1人の女性(15歳から49歳まで)が一生に産む子どもの数の平均のこと。

国土強靱化

国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。国土強靱化基本計画(平成30年(2018年)12月14日閣議決定)では、基本目標として、「人命の保護が最大限図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」を掲げている。

こしがや景観資源

市民からの応募に基づき登録した、市内における優れた景観を構成している要素や眺めなどのこと。登録した景観資源は広く周知を図るとともに保全・活用を行う。

子育てサロン

就学前の子どもとその保護者どうしが交流できる憩いの場のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

医療・福祉・商業等の生活サービス機能と居住を集約し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを構築すること。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど、繰り返し永続的に利用することができるエネルギー源のこと。

ジェネリック医薬品

開発品の特許期間が満了した後で発売する、成分が等しく値が安い医薬品のこと。後発医薬品とも呼ばれる。

自主防災組織

地域住民が主体的に結成する防災組織のこと。日頃から住民どうしが協力・連携して災害に備えたさまざまな取組みを実践するとともに、災害時には地域の被害を最小限に食い止めるための活動を行う。

自治体クラウド

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組みのこと。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減および住民サービスの向上等を目的とする。

シビックプライド

都市に対する市民の誇りのこと。単なる郷土愛や愛着だけでなく、地域をよくするために自分がかかわっているという自負心を伴う。

小中一貫教育

学力の向上、いわゆる「中1ギャップ」の解消、自己肯定感の高揚を目的として、義務教育9年間を見通した小学校と中学校の学びの連続性・一貫性を重視した教育のこと。

常住人口(夜間人口)

常住地による人口のこと。調査時に調査の地域に常住している人口をいう。

人口ビジョン

人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。なお、本市の「人口ビジョン」では、国が示す目標値を踏まえ、合計特殊出生率が令和12年(2030年)に1.6、令和22年(2040年)に1.9に、それぞれ上昇するものとして推計している。

人生100年時代を豊かに生きる

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等によって、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されており、社会人となった後にも、生涯にわたって学び続けるリカレント教育などにより、人生を豊かにすること。「教育振興計画（平成30年6月15日閣議決定）」においては、令和12年（2030年）以降の社会を展望した教育政策の重点事項に挙げられている。

ストックマネジメント（下水道事業）

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

スマート自治体

AIやRPAを含めたICTを活用し、職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する自治体のこと。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度のこと。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人たちを保護し支援する制度のこと。不動産や預貯金などの財産管理や介護サービス、入所施設との契約、遺産分割などの場面で本人が不利益にならないことを目的とする。

セーフティネット住宅

「住宅セーフティネット制度」に基づき登録された、住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障がい者、被災者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅のこと。

【た行】

第1次産業就業者

農業・林業・水産業など、自然から直接資源を採取する産業に従事すること。

第2次産業就業者

鉱工業・製造業・建設業など、自然から採取した資源を加工する産業に従事すること。

第3次産業就業者

金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業など、目に見えないサービスなどを行う産業に従事すること。

多機能トイレ

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障がい者、子ども連れなど多様な人が利用可能なトイレのこと。

脱炭素社会

温室効果ガスを減らし、地球温暖化を防止するという世界共通の課題に向けて、二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、実質的にゼロの状態を目指す社会のこと。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

多文化共生社会

国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていける社会のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思であらゆる分野の活動に参画する機会を持ち、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会のこと。

地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化等を見据えた地域での居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。主な機能として、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つが柱とされている。

地球温暖化

大気中の温室効果ガスの量が人為的な活動によって増え続けることにより、地球の平均気温が少しずつ上昇していく現象のこと。寒冷地の氷の流失と海面上昇、異常気象、動植物の生息域の変化などがすでに観測されており、地球温暖化がもたらす地球環境や生態系などへの影響は非常に大きいとされる。

地区版福祉SOSゲーム

地域住民の福祉に関する課題解決力を高める取組みとして、地域住民どうしが支え合い、最適な専門機関への橋渡しを学ぶ疑似体験ゲームのこと。地域の社会資源が記載された地図と、相談者の世帯構成や相談内容が書かれたケースカードを使用し、地域住民の困りごと相談への対応力をゲーム感覚で養う。

昼間人口

従業地・通学地による人口のこと。常住人口から、市外から通勤・通学する人口(流入人口)を足し、さらに市外へ通勤・通学する人口(流出人口)を引いたもの。

デジタルガバメント

デジタル技術を徹底活用し、行政機関内部のみならず、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革していくこと。

電子マニフェスト

産業廃棄物の処理に関する情報を記載した管理票(マニフェスト)を電子化したもの。

都市のスポンジ化

都市において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生し、人口や土地利用などの密度が下がっていく現象のこと。

【な行】

認知症

脳機能の低下により、さまざまな障がい(記憶力や判断力の低下、うつや無気力、暴力行動や徘徊など)が起こり、日常生活に支障が出ている状態のこと。

【は行】

働き方改革

働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革のこと。

パブリックコメント(意見公募手続)

公的機関が計画などを策定するにあたって、事前にその案を示し、広く公に意見や情報を募集すること。

バリアフリー

道路や建物内の段差など、物理的な障壁を取り除き、生活しやすくすること。

パリ協定

平成27年(2015年)12月12日、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約の締約国会議第21回会合において、すべての締約国が参加する枠組みとして、採択された協定のこと。世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することとしている。また、今世紀後半に、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するという目標を掲げている。

パンデミック

感染症や伝染病が世界的に大流行する状態のこと。

ヒートアイランド現象

都市の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象のこと。地表面の人工化や人口排熱の増加などが原因となり引き起こされる熱環境問題である。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生の児童を持つ子育て中の人を対象とした、児童の預かりなどをするためのサービス調整機関のこと。児童の預かりなどをしてほしい人は利用会員に、児童を預かってよいという人は協力会員になり、地域のなかで相互に援助しあうシステムである。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。給与は支給されないボランティアであり、犯罪をした者や非行のある少年の社会復帰を助けるとともに、犯罪予防の啓発に努め、安心・安全の地域社会づくりに貢献することを使命としている。

保水・遊水

保水とは、防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。遊水とは、河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

【ま行】

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国や地方自治体が自律的で持続的な社会を創生することを目指し、人口の現状および将来の展望を示す人口ビジョンを踏まえて、目標や施策の基本的方向を定め、目標を達成するための具体的な施策を取りまとめた計画のこと。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域に暮らす担当者のこと。民生委員は児童委員を兼ね、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

【ら行】

ライフサイクルコスト

製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用の総額のこと。LCC（Life Cycle Cost）と略されることもある。

ライフスタイル

個人や集団の生き方のこと。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。

ライフライン

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送るうえで必須の諸設備のこと。

リスクコミュニケーション

リスクに関する正確な情報を、行政・民間事業者・市民などの関係者間で共有し、意思疎通を図ること。

リスクマネジメント

将来いずれかの時に起こる不確定な事象とその影響を組織的に管理し、損失等の回避または低減を図ること。

流出人口

市内に常住し、市外へ通勤・通学する人口のこと。

流入人口

市外に常住し、市内へ通勤・通学する人口のこと。

【わ行】

ワークショップ

参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会のこと。

ワールドカフェ

少人数に分かれたテーブルで自由な対話を行い、他のテーブルのメンバーとシャッフルして対話を続けることにより、参加した全員の意見や知識を集めることができる対話手法のこと。

表紙・中表紙デザイン

花房 茂（ハナブサデザイン代表兼デザイナー）
Hanabusa Shigeru

2011年ハナブサデザイン設立。

地域資源の再生プロデュースを手掛けさまざまな伝統工芸とのコラボレーションを開始。地域の活性化に取り組んでいる。

事例には日本で唯一残った藍染技術「籠染め」で使用されていた型を活かした内照式オブジェ『籠染灯籠』のプロデュースやだるまアート『はりこ』などがある。

伝統工芸に新たな命を灯す籠染灯籠は、2015年7月、経済産業省プロジェクト「The Wonder 500™」において、日本が世界に誇るべき優れた地方産品に選定され、2016年に伊勢志摩サミットで来日したオバマアメリカ合衆国元大統領に寄贈された。

「デザインの経験を活かし、地元越谷を盛り上げようと独立し、町の風景や伝統・文化を素材にデザイン活動を始め、今年で10年目になります。その節目の年にこの計画書のデザインに関わらせていただいたことを本当に嬉しく思います。10年間描き続けた町のイラストや、撮り続けてきた写真の数々がここに越谷市の未来を描く計画書のデザインとして形になりました。」

第5次越谷市総合振興計画

（基本構想・前期基本計画）

令和3年(2021年)4月発行

発行 越谷市

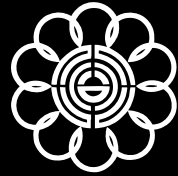
編集 越谷市 総合政策部 政策課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL :048-963-9112

HP :<http://www.city.koshigaya.saitama.jp>



越谷市
KOSHIGAYA CITY

